

くまがや男女共同参画推進プラン

改訂版

概要版

とも
男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる
男女共同参画宣言都市 熊谷

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

令和6(2024)年3月

熊谷市

計画策定の趣旨

熊谷市では、男女が互いに尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策・事業を展開しています。また、配偶者等からの暴力根絶に向けて、相談業務などDV被害者支援にも積極的に取り組んでいます。

令和4年実施の「男女共同参画に関する市民意識調査」においては、性別による固定的な役割分担意識の解消、各種団体の役員等への女性の登用、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現などにおいて、依然として課題が残る結果となりました。

現行計画の中間年に当たり、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するため、「第2次熊谷市男女共同参画推進計画」の見直しを行ったものです。

計画の位置付け

- 将来都市像である「子どもたちの笑顔があふれるまち熊谷」の実現をめざす「第2次熊谷市総合振興計画 後期基本計画」の部門別計画です。
- 「熊谷市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に当たります。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法 平成13年法律第31号)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法 平成27年法律第64号)第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

計画の期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで

基本理念

とも
男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる
男女共同参画宣言都市 熊谷

基本的な視点

条例第3条から要約

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な取扱いを受けずに、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること

2 社会における制度や慣行についての配慮

性別による、固定的な役割分担意識等をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮すること

3 政策や方針の立案及び決定への共同参画

市の政策・事業者の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること

4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立

家庭生活における活動と就業等の社会生活における活動に対等に参画できるように配慮すること

5 国際的協調

国際社会の取組と密接な関係があることを十分理解すること

計画の体系

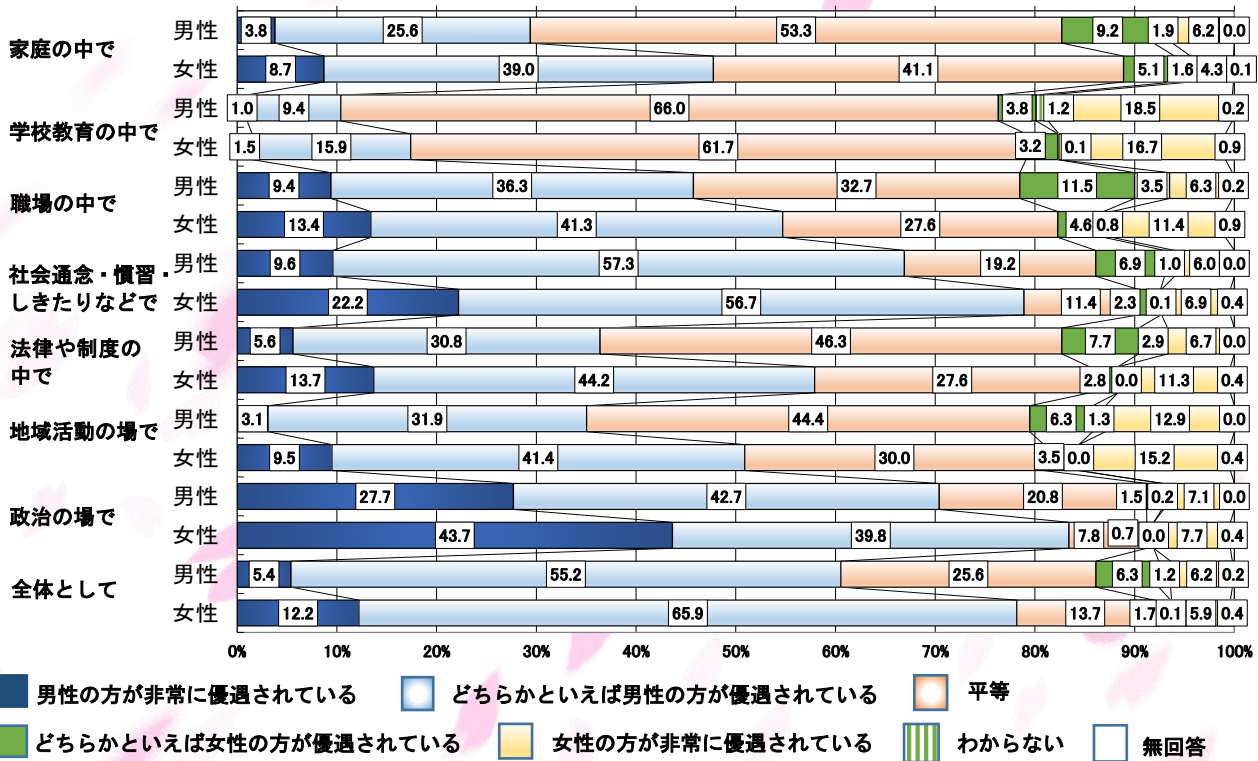
基本理念	基本目標	主要課題	施策の方向	
男女に認めあい 男女共同参画宣言都市熊谷 支えあい責任を担い 生き生きと暮らせる	I 男女にまなびあう ～人権尊重の視点に立った 男女共同参画の意識づくり～	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供 (3) メディア等における男女の人権の尊重	
		2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 学校教育等における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実	
		3 生涯を通じた心身の健康づくり	(1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	
	II 男女にかがやく ～あらゆる分野における 男女共同参画の推進～	i 男女がともに活躍できる環境づくり 【熊谷市女性活躍推進計画】	4 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進 (2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり (3) 女性の就業・起業等に対する支援
			5 子育て・介護への支援	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実
			6 政策・方針決定過程等における男女共同参画の推進	(1) 女性の政策・方針決定過程への参画推進 (2) 女性の人材育成の充実
		ii 家庭や地域・社会活動での男女共同参画の推進	7 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進
			8 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 (3) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (4) 国際社会に対する理解
	III 男女にいつくしむ ～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～ 【熊谷市DV防止基本計画】	9 DV防止に向けた啓発活動の充実	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進 (2) 若年者に対する予防啓発の推進	
		10 被害者等への相談支援体制の充実	(1) 早期発見への取組の推進 (2) 相談体制の充実 (3) 庁内及び庁外の関係機関との連携 (4) 自立に関する支援の充実	

熊谷市の現状

(市民意識調査より)

男女の地位の平等感について

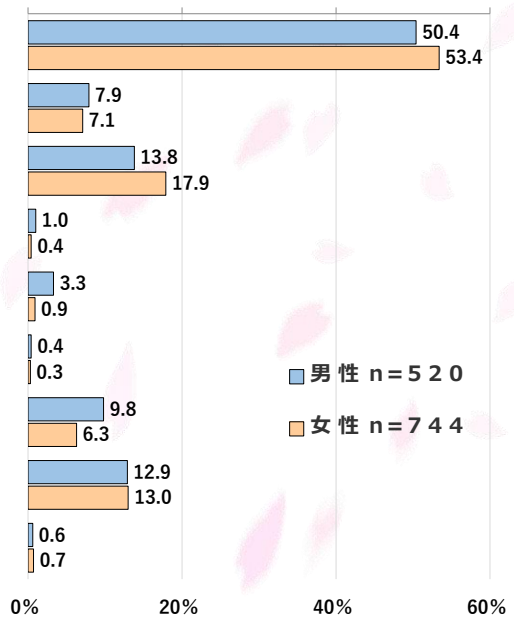
「男女が平等」と答えた割合は、「家庭・学校教育の中で」を除いて低くなっています。「男性の方が優遇されている」と答えた割合は、全ての分野において、男性より女性の方が高くなっており、平等の感じ方は依然として男女で差があることがわかります。



望ましいと思う女性の働き方について

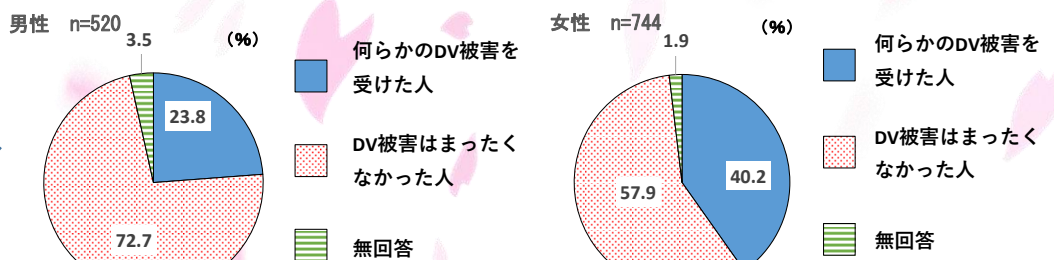
「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が最も多くなっており、次いで「結婚や出産で仕事をやめ、その後再びパートタイムで仕事を続ける」となっています。

- 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- 結婚や出産で仕事をやめ、その後再びフルタイムで仕事を続ける
- 結婚や出産で仕事をやめ、その後再びパートタイムで仕事を続ける
- 結婚するまでは仕事をもち、その後は持たない
- 子どもができるまでは仕事をもち、その後は持たない
- 仕事は持たない
- わからない
- その他
- 無回答



DVを受けた経験について

女性の40.2%、男性の23.8%がDVを受けた経験があると回答しており、女性が男性の約1.7倍となっています。



n=有効回答数

計画の推進指標

基本目標	指標項目	基礎資料	策定時の現状値	中間目標値 5年後 【令和6年3月】	改訂時の現状値	最終目標値 10年後 【令和11年3月】 (策定時の最終目標値)
I	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない市民の割合	市民意識調査	63.5%	70%	81.5%	85% (80%)
	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	市民アンケート 市民意識調査	63.2%	70%	78.4%	85% (80%)
II	保育所等待機児童数	保育課調べ	19人	0人	0人	0人 (0人)
	市の男性職員の育児参加休暇取得率	職員課調べ	47.1%	50%以上	50%	55%以上 (50%以上)
	審議会等への女性の登用率	男女共同参画室調べ	26.6%	40%	29.7%	40% (40%)
	ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	市民アンケート	15.2%	32%	16.2%	50% (50%)
	自主防災組織の組織率	危機管理課調べ	70.7%	76%	79.5%	85% (80%)
III	配偶者などから暴力(DV)を受けた際に相談した市民の割合	市民意識調査	45%	50%	28.1%	70% (70%)
	DV対策庁内連絡会議の開催回数	男女共同参画室調べ	1回/年	2回/年	2回/年	2回/年 (2回/年)

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

計画の推進

本計画を着実に推進するため、行政、市民、事業者等が一体となって総合的な推進を図ります。

1 熊谷市男女共同参画審議会の開催

4 国・県等関係機関との連携

2 庁内の推進体制の充実

5 男女共同参画推進センターの充実

3 市民・事業者との協働

6 計画の進行管理

熊谷市男女共同参画推進センター“ハートピア”

熊谷市男女共同参画推進センター“ハートピア”は、男女の人権が尊重され、ともに自立したパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆様と一緒に活動していく拠点施設です。男女を問わず、どなたでも気軽にご利用できます。

開館時間	情報・交流スペース	会議室
月曜日～土曜日 午前9時～午後7時 日曜日・祝日 午前9時～午後5時 ※会議室は、いずれも 午後9時30分まで 休館日 12月29日～1月3日	男女共同参画に関する図書・行政資料等が閲覧できます。 男女共同参画を推進する団体等がミーティング、情報交換、交流等の場としてご利用できます。	男女共同参画に関する各種セミナーや講座等を開催します。また、研修や会議等でもご利用できます。

DV(配偶者等からの暴力)相談

DVを中心に、暴力被害に伴う夫婦間の問題など、男女共同参画社会の実現を阻む要因となる問題の悩みをお聴きし、一緒に考えます。相談は無料で、秘密は固く守ります。

“ハートピア”相談室 電話 048-599-0015

相談名	相談日	時間
電話相談・面接相談 (予約不要)	月～金曜日、第1・第3土曜日 (祝日、年末年始を除く)	9:00 ~ 17:15
弁護士による相談 (要予約)	隔月1回	1回30分
臨床心理士による相談 (要予約)	毎月1回	9:00 ~ 16:00
保健師による相談 (要予約)	毎月2回	13:30 ~ 15:30

※詳しくは、市報をご覧ください。か、男女共同参画推進センター“ハートピア”までお問い合わせください。



発行:熊谷市 編集:熊谷市市民部男女共同参画室
〒360-0037 熊谷市筑波三丁目202番地 ティアラ21 4階
熊谷市男女共同参画推進センター“ハートピア”内
電話 048-599-0011 FAX048-599-0012